

「海洋・沿岸域に関する課題」

平成19年6月29日

海洋・沿岸域政策懇談会

海洋・沿岸域政策懇談会は、海洋基本法の成立を受け、同法に基づき策定される海洋基本計画について、国土交通省として盛り込む施策の形成に資するため、平成19年6月に3回の会合を集中的に開催し、海洋・沿岸域をめぐる様々な課題について、各委員が、それぞれの専門分野に沿ったプレゼンテーションを行った上で、精力的な意見交換を行った。

その結果を踏まえ、海洋基本法の基本的施策に係る条文に沿って、下記のとおり、「海洋・沿岸域に関する課題」を網羅的に取りまとめたところである。

ここで取りまとめられた課題については、今後、国土交通省の海洋施策の推進や海洋基本法に基づく海洋基本計画策定にあたり、一助となるものと期待している。

記

1. 海洋環境の保全（法第18条関係）

- ① 砂浜は、防護・環境・利用の全てに役立つ重要な場であり、その持続のために山地、河道、海岸、沖合を含めた総合土砂管理が必要である。
- ② 海岸に漂着するゴミ・流木の問題は依然深刻であり、漂流経路の解明、陸域を含む発生源対策の推進、他の沿岸国との協同等を含めた、沖合海洋と陸域が連携した問題の解決が必要である。
- ③ 船舶等の事故に伴う油等の流出を迅速かつ的確に処理し、環境・生態系を保全するため、油等防除体制の強化を図る必要がある。
- ④ 東京湾等の閉鎖性内湾の水質及び生態系等の環境保全・再生のため、陸域からの汚濁負荷削減等の沿岸域における対策を進めるとともに、外海との海水交換等沖合海洋との連携も視野に入れた検討が必要である。
- ⑤ 日本海、東シナ海等の閉鎖性水域における環境保全に、沿岸諸国と協力しながら

ら、取り組む必要がある。

- ⑥ 貴重な自然等の海洋環境を保全するため、国連海洋法条約に基づく特別敏感海域や、マルポール条約に基づく特定海域、海洋保護区の制度の導入の必要がある。
- ⑦ 海洋・沿岸域の環境保全のための、費用対効果を踏まえた公共投資を重視すべきである。
- ⑧ 海洋に係る産業の循環化を図るとともに、環境保全技術の開発や資源循環システム構築等に取り組む必要がある。

2. 排他的経済水域等の開発等の推進（法第19条関係）

- ① 我が国の海洋権益を確保するため、大陸棚の限界画定及び相対国の境界画定のための調査を確実に実施する必要がある。
- ② 国連海洋法条約を踏まえ、我が国の主権的権利を守るため、領海、排他的経済水域、大陸棚、深海底等の管理・開発・利用等に関する国内法制の整備が必要である。
- ③ 海底資源、海洋エネルギー等、排他的経済水域における産業ポテンシャルマップを整備すべきである。
- ④ 海洋の管理、利用等の前提となる、海域の地籍と管理の基本的事項を記載した海洋台帳を整備する必要がある。

3. 海上輸送の確保（法第20条関係）

- ① 経済安全保障の観点も含め、我が国の国際海上輸送を確保するため、トン数標準税制の導入等による日本船舶の確保、日本人船員の育成・確保、日本船社の国際競争力の確保が必要である。その際、長期的視点に立った政策を迅速かつ柔軟に実行するとともに、それらの政策の必要性に対する国民の理解を深めることが必要である。
- ② 国内物流に重要な役割を担う内航海運の健全な発達のため、経営基盤の強化、船員不足や高齢化等の対策を実施する必要がある。

- ③ 我が国の商船隊は世界の海上荷動き量の約 11% を輸送していることから、日本発着の物流量だけの視野で見るのではなく、世界規模の物流と日本経済及びそれを支える海運活動を重視して海運政策を推進する必要がある。例えば、海事クラスター構築による競争力強化、アジアにおける知識集約型海事センター構築、海事に関する研究強化と海技者の人材育成、運航・安全・環境・スクラップ等の国際規則・標準の作成に係るリーダーシップ発揮等が必要である。
- ④ 海上輸送の拡大に伴い、オフィサーを中心に今後の船員不足が心配されている。我が国は、船員教育訓練のカリキュラムの向上・標準化、航海訓練所のアジア地域の船員訓練機関としての機能拡充等、世界及びアジアにおける船員教育にリーダーシップをとるべきである。
- ⑤ 効率的な海上輸送の確保、環境対策及び我が国の産業競争力強化という観点から、海運・港湾・陸運（特に鉄道）の連携とイノベーションによるシームレス物流を実現する必要がある。
- ⑥ 国際物流の流量予測を踏まえた上で、我が国の港湾の競争力を強化するため、開発保全航路等の航路の確保及び国際港湾整備を、接続する海運・陸運の強化と並行して進めることが必要である。

4. 海洋の安全の確保（法第 21 条関係）

（1）治安の確保

- ① 我が国は長い海岸線、広大な領海・排他的経済水域を有するにもかかわらず、海上保安庁の体制が他国の海上保安機関と比較して、量的・質的に十分とは言えない状況にある。また、近年、海上保安に関わる課題・事件が増加しているにもかかわらず、十分な体制強化が図られているとは言いがたい。したがって、海上における治安・安全の確保、我が国の権益の確保を確実に行うため、海上保安庁の人員の増強、巡視船艇・航空機等装備の充実が必要である。
- ② 海上保安庁が領海警備を行うに当たり、不審な船舶に対処するには漁業法違反で対応せざるを得ない等、実定法が十分とは言えない状況にある。したがって、領海警備や我が国の海洋権益の確保を確実に実施できるよう法制度の整備が必要である。

- ③ 国連海洋法条約に基づく沿岸域・領海における外国船舶による無害通航に対応するため、沿岸域・領海の平常時及び危機時における管理責任を明確にし、必要な法制度を整備する必要がある。
- ④ 我が国の権益を確保するため、海上保安庁と自衛隊等国内関係機関との連携・協力を一層強化する必要がある。
- ⑤ 海上保安庁と他国の海上保安機関との連携・協力を推進する必要がある。

(2) 海上交通の安全

- ⑥ 海上交通量が増大し、船舶が大型化する中で、海上交通の安全確保のため、AIS（船舶自動識別装置）等を活用した新たな安全対策の構築を進める必要がある。
- ⑦ 海難の大半は小型船舶に係るものであり、その安全対策が急務である。したがって、小型船舶に対する救命胴衣着用の義務付け強化、安価で簡易なAISの開発等、ソフト・ハードの両面からの対策を講ずる必要がある。
- ⑧ 船舶が安全に航行できる環境を確保するため、港湾から排他的経済水域に至る一貫的な航路を指定・整備し、当該航路について確実に管理・保全する制度が必要である。また、特に輻輳する海域においては、航空管制のような包括的航路管制の実施を検討する必要がある。

(3) 防災

- ⑨ 効果的な避難指示・勧告により、市民を確実に避難誘導するため、沖合でリアルタイムに津波・高潮をモニタリングするとともに、高精度予報システムによる地域的に正確な情報をベースとしたきめ細かい警報を出せる態勢を整備することが必要である。また、国と地方自治体との間における災害情報収集・提供に係る連携を強化する必要がある。
- ⑩ 地球温暖化に伴う海面上昇は既にその兆しが見えており、今からそれに対応する対策を始める必要がある。例えば、海岸・港湾施設の改修については、海水面変動のトレンドに合わせて設計基準を改訂し、順次更新を進める必要がある。また、海面上昇を考慮して、防災対策は水際線中心から、より広い範囲において検討すべきである。

- ⑪ 防災対策に資する公共投資を充実すべきである。

5. 海洋調査の推進（法第22条関係）

- ① 海洋・沿岸域のモニタリング体制を強化するとともに、データの収集、管理、提供システムの確立・一元化を行う必要がある。また、科学的知見に基づいて政策決定ができるよう、海洋管理に必要な客観的データの蓄積が必要である。
- ② 海洋環境の変化、地球温暖化に適確に対応するために、これらに関する予測モデルの高精度化を行う必要がある。
- ③ 総合的な海洋に関する観測・監視システムを確立するためには、海上における諸活動の監視、海象観測を専用に常時行う海洋観測専用衛星を中核とする観測体制の構築が必要である。特に、複数の衛星、ブイ、フロート、船舶を組み合わせ、海上安全の確保にも活用できるシステムを構築すべきである。

6. 海洋科学技術に関する研究開発の推進等（法第23条関係）

- ① 海洋科学技術の研究開発は、海洋政策との関係を明確にして推進すべきである。
- ② 継続的な人材育成と海洋研究を振興するため、米国のシーグラント制度を参考にし、海洋教育制度と研究助成制度の導入が必要である。
- ③ 海洋に関する学術の進展のために、大学等に基盤となる研究施設の整備を行うとともに、海洋科学技術に関する学際的かつ専門的な知識・技能を有する人材育成のための大学院課程を設置する必要がある。

7. 海洋産業の振興及び国際競争力の強化（法第24条関係）

- ① 海事産業の振興及び国際競争力を確保するため、環境保全技術開発、基盤技術開発、総合的エンジニアリング開発を進めるとともに、国産技術によるエネルギー源の自主開発や海洋エネルギーの実用化等を行う必要がある。
- ② 海洋新産業の創出を通じた海洋産業立国を実現するため、政府は中長期にわたる基本戦略とロードマップを策定し、そのための基盤技術開発に対し、公的開発資金を投資すべきである。

- ③ 今後、各国が領海基線の確定、大陸棚調査等、海洋秩序形成に取り組むと想定されること、それに対する国際協力が求められることにかんがみ、これらの分野で競争力を持つ産業を育成する必要がある。

8. 沿岸域の総合的管理（法第25条関係）

- ① 沿岸域は物流、産業、生活、レクリエーション等に高密度に利用されているが、それらの利用相互間、また、沿岸域の利用と保全に競合関係が生ずることも多い。したがって、各課題をトータルに考える中で、それらを調整し、持続可能な利用と保全を実現するための総合的な沿岸域管理に関する法制度を整備する必要がある。その際、沿岸域管理における管理権限、最終的責任の帰属に関する国と地方自治体の役割分担を明確にする必要がある。
- ② 広域港湾や閉鎖性水域をより効果的・効率的に管理するため、国、広域連合、諸外国のポート・オーソリティのような一体的管理機関等による管理を検討すべきである。

9. 離島の保全等（法第26条関係）

- ① 国境政策及び海洋政策上、離島が担っている重要な役割を踏まえ、人口が急激に減少している離島の保全、振興等を図るため、就業の確保、公的機関の配置、観光振興等の施策を重点的に行う必要がある。
- ② 島に対する国民の意識を高めること、離島については、有人島のみならず、海域を含んだ形で無人島を利活用することについても幅広く検討する必要がある。
- ③ 沖ノ鳥島の保全（自然の営力によって島が物理的に保全されるメカニズムの構築等も含む。）は喫緊の課題である。

10. 国際連携・国際協力の推進（法第27条関係）

- ① 国際的な相互依存関係が緊密化する中、海洋に関する国際的な連携・協調は極めて重要であり、我が国として、政策立案等への主体的、積極的参加を通じた海洋法秩序の進展への貢献が必要である。

- ② 国際海峡利用、海賊対策、海洋環境保護、海上交通の安全確保等に係る国際的な技術協力、資金協力をリーダーシップを発揮する必要がある。

1 1. 海洋に関する国民の理解の増進（法第28条関係）

- ① 海洋・沿岸域に対する国民の意識を醸成し、海洋基本法の理念を国民一人一人が自分のものとして理解・実践し得るよう、「海の日」の効果的な活用、テレビ番組の作成を含めた広報活動が必要である。
- ② 国民の間に海洋の知識を普及させるため、小学校から大学院に至るまでの教育課程及び社会における教育・学習の場を設定・拡充する必要がある。

1 2. その他

- ① 海洋の総合的管理を行うに当たって、管理者の定められていない海域も含め、海洋の公共的利用及び私的利用、また、産業利用及びレクリエーション利用を調整する仕組みが必要である。
- ② 海洋の管理に当たっては、国際協調の中において、国益の確保と国際的な義務の履行の両立を図る必要がある。
- ③ 海洋基本法（海洋基本計画）の実行に当たって、具体的取組みを促進するため、タイムスケジュール及びアウトカム指標を設定することが必要である。
- ④ 我が国が海洋基本法を制定したことを対外的にもアピールしていく必要がある。
- ⑤ 各省庁、国と地方、官・民・学が連携して、海洋政策を実行していく必要がある。